



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (村づくり計画課) ..... 1
- 区営土地改良事業施行の認可 (村づくり計画課) ..... 2
- 民有保安林の指定の解除 (森林緑地課) ..... 3
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 (文化振興課) ..... 3
- 道路の区域の変更・2件 (道路管理課) ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知 (道路管理課) ..... 4
- 都市計画事業の変更の認可 (下水道課) ..... 4

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課) ..... 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件 (県民生活課) ..... 5
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件 (都市計画・モノレール課) ..... 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件 (下水道課) ..... 6

### 訓 令

- 行政資料専門員設置規程等の一部を改正する訓令 (総務私学課) ..... 6
- 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令 (医務課) ..... 7
- 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程等の一部を改正する訓令 (国民健康保険課) ..... 7

### 正 誤

- 平成23年3月31日付け公報号外第11号中訂正 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第235号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり津堅島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新屋功	うるま市勝連津堅1525番地
理事	大石清光	うるま市勝連津堅1112番地
理事	恩納謙勝	うるま市勝連津堅334番地 2
理事	兼本真昇	うるま市勝連津堅284番地
理事	伊覇武夫	うるま市勝連津堅1216番地
理事	伊覇徳三	うるま市勝連津堅1217番地

理事	安里彰	うるま市勝連津堅1218番地
理事	南原俊史	うるま市勝連津堅299番地17
理事	仲村兼徳	うるま市勝連津堅3027番地 3
理事	幸良和久	うるま市勝連津堅1517番地
理事	上原盛安	うるま市勝連津堅299番地19
監事	赤嶺栄福	うるま市勝連津堅307番地
監事	兼本真清	うるま市勝連津堅1182番地
監事	玉城盛哲	うるま市勝連津堅1107番地

任期 平成25年 2月19日から平成29年 2月18日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	緑間弘	うるま市勝連津堅1556番地
理事	大石哲	うるま市勝連津堅1523番地
理事	赤嶺清栄	うるま市勝連津堅1114番地
理事	大石光政	うるま市勝連津堅1112番地
理事	島袋正昌	うるま市勝連津堅1511番地 1
理事	幸良英順	うるま市勝連津堅1526番地
理事	渡名喜武栄	うるま市勝連津堅1186番地 1
理事	赤嶺正	うるま市勝連津堅467番地 2
理事	新屋清順	うるま市勝連津堅1525番地
理事	源古盛昌	うるま市勝連津堅1574番地
理事	波田間功	うるま市勝連津堅294番地
監事	安里実	うるま市勝連津堅1218番地
監事	大道良雄	うるま市勝連津堅1555番地
監事	緑間栄昌	うるま市勝連津堅268番地

沖縄県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成25年 4月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 両運天地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成25年 3月28日

沖縄県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 4 月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺土名帆屋原2142番1・2181番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第238号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成25年 4 月 5 日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成25年5月15日から同年6月23日まで
- 4 観覧料の額

企画展「佐川美術館蔵 平山郁夫展－大唐西域画への道－」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年4月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 4 月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	今帰仁村字諸志71番から 今帰仁村字仲尾次325番まで	12.1m ~ 24.2m	1,000.0m
新	今帰仁村字諸志71番から 今帰仁村字仲尾次325番まで	11.9m ~ 17.8m	1,000.0m

#### 沖縄県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年4月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 43号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市前島3丁目100番1から 那覇市松山2丁目23番6まで	11.6m ~ 12.7m	36.8m
新	那覇市前島3丁目100番1から 那覇市若狭3丁目100番2まで	8.0m ~ 12.7m	43.0m

#### 沖縄県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施した地域 中頭郡読谷村字座喜味
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年10月10日から平成25年3月1日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

#### 沖縄県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第330号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
  - (2) 名称 石垣市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成5年3月30日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成5年沖縄県告示第330号、平成12年沖縄県告示第678号、平成19年沖縄県告示第218号、平成19年沖縄県告示第357号及び平成23年沖縄県告示第72号の事業地のうち石垣市八島町において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 変更なし

## 5 変更の内容 事業地の変更

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年5月25日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人亜熱帯林研究会
- 3 代表者の氏名 中須賀常雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字屋部2番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の森林（マングローブ林を含める）調査・研究・施業に関する事業を行い、森林所有者、研究者、木材利用者のネットワークを構築することにより、森林施業対象の森林生態系の多様性を保ちながら持続的生産を維持する技術の確立を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年5月24日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄認知症ネットワーク
- 3 代表者の氏名 奥原正芳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字下里3107番地の364
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く県民に対して、健全な社会生活を行うため、認知症の早期発見、予防に関する事業を行い、地域社会づくり及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年5月25日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども家庭リソースセンター沖縄
- 3 代表者の氏名 與座初美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市諸見里三丁目7番1号3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、家族機能の変化により、子育てに関する公的支援で対応できない人々に対して、相互援助活動事業、一時預かり事業及び相談事業を行い、子育て支援者や団体に対して育成・派遣事業を行い、子育て家庭に対して自立支援事業及び調査研究事業等を行い、世間一般に対して出版刊行事業を行うことで、社会の変化に対応する子育て支援を行い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される地域社会の形成に資し、沖縄の児童家族福祉に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 名護都市計画用途地域（宮里四丁目及び宮里五丁目地区）
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 2・2・宜38号上大謝名公園
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第一流域下水道
- 2 施行者の名称 沖繩県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年9月19日から平成29年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第二流域下水道
- 2 施行者の名称 沖繩県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年5月17日から平成29年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

**訓 令**

沖繩県訓令第67号

総 務 部

行政資料専門員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**行政資料専門員設置規程等の一部を改正する訓令**

(行政資料専門員設置規程の一部改正)

**第1条** 行政資料専門員設置規程(平成元年沖縄県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(文書収発事務嘱託員設置規程の一部改正)

**第2条** 文書収発事務嘱託員設置規程(平成3年沖縄県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

(沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程の一部改正)

**第3条** 沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程(平成18年沖縄県訓令第9号)の一部を次のように改める。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(公益認定等財務審査嘱託員設置規程の一部改正)

**第4条** 公益認定等財務審査嘱託員設置規程(平成21年沖縄県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(庁内印刷業務嘱託員設置規程の一部改正)

**第5条** 庁内印刷業務嘱託員設置規程(平成22年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成25年4月5日から施行する。

沖縄県訓令第68号

福 祉 保 健 部

沖縄県立看護大学嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県立看護大学嘱託員設置規程等の一部を改正する訓令**

(沖縄県立看護大学嘱託員設置規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県立看護大学嘱託員設置規程(平成11年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県医療安全相談員設置規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県医療安全相談員設置規程(平成16年沖縄県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(沖縄県立看護大学特任教授設置規程の一部改正)

**第3条** 沖縄県立看護大学特任教授設置規程(平成20年沖縄県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

(沖縄県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進嘱託員設置規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県立看護大学看護系大学間連携共同教育推進嘱託員設置規程(平成24年沖縄県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条第3項中「その職務」を「その職」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成25年4月5日から施行する。

沖縄県訓令第69号

福 祉 保 健 部

後期高齢者医療給付専門指導員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

**後期高齢者医療給付専門指導員設置規程等の一部を改正する訓令**

(後期高齢者医療給付専門指導員設置規程の一部改正)

**第1条** 後期高齢者医療給付専門指導員設置規程(平成元年沖縄県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(国民健康保険指導監査専門医設置規程の一部改正)

**第2条** 国民健康保険指導監査専門医設置規程(平成11年沖縄県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

(国民健康保険医療給付専門指導員設置規程の一部改正)

**第3条** 国民健康保険医療給付専門指導員設置規程(平成13年沖縄県訓令第87号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月5日から施行する。

**正 誤**

平成23年3月31日付け公報号外第11号掲載の「沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令(平成23年沖縄県訓令第41号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
20	下から12	こおける	における
20	下から12	間する	関する
20	下から11	と円滑	を円滑

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---